

日本文化大學

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、日本文化大學は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神（「智性豊かな学風」のもとに、「恩愛禮義、清明和敬、重厚中正、祖風繼承」）・大学の基本理念は、大学のホームページや大学案内など学内外に示されており、学則には大学の使命と目的が明確に定められている。学生へは、大学の諸行事において建学の精神と使命・目的が丁寧に説明され、開学以来、毎朝、教職員が正門付近の創学者銅像前に立ち、学生の登校を迎え、礼を示す教育を実践している。

教育研究組織は、大学の最高審議機関である「教育会議」（学校教育法第 93 条に定める教授会に当たる大学独自の組織）のもとに構成され、機能を果たしている。

学部の教育目的については学則に定めるよう改善されたいが、大学の目的に沿ったカリキュラムが編成され、コース制や少人数のゼミ教育を取入れた教育を実践している。

また、アドミッションポリシーは明確にされ、学生のニーズや学力に配慮した多様な入学試験を実施し、入学定員及び在籍学生が安定的に確保されている。全学的なオフィスアワー制度の実施や看護師や教育相談員の配置についてはやや課題が残るが、学生の意見は、「学生指導委員会」を中心に、教職員が連携し適切にくみ上げられ、学生サービスの充実に生かされている。また、就職支援は組織的に整備され、充実した支援が行われており、これが大学の就職率の高さにもつながっているといえる。

専任教員数は、設置基準を満たしており、採用・昇任についての基準も明確に示され、適切に運用されている。学生による授業評価アンケートや学生との個別面談を実施し、その結果を FD(Faculty Development)活動に活用している。

職員は、同規模大学と比較して少人数ではあるが大学職員としての資質、専門性を踏まえ適切に配置されている。事務組織については、専任教員が業務の一部を担い、協力体制を敷きながら運営されているが、職員の資質・能力向上への取組みや事務体制の更なる強化に期待したい。

管理運営は、寄附行為及び関連諸規程が整備され、学校法人の最高意思決定機関として理事会、監事による監査、評議員会が、適切に機能している。

財政状況については、消費収入が消費支出を大きく上回り、消費収支関係比率、貸借対照表関係比率も極めて健全で財政基盤も十分に確保され、概ね良好である。経理は、関係

諸規程のもとに適切に処理されているが、私学助成金を含め外部資金獲得への努力に期待したい。

キャンパスは、設置基準を上回る校地・校舎を有し、教育研究目的を達成するために必要な施設・設備は整備され、適切に維持・管理されている。平成 23(2011)年 5 月には「メディアセンター」の開設が予定され、新図書館の完成などにより、情報収集の拡充が期待できる。

「大学コンソーシアム八王子」に加盟し、災害時に備蓄物資を供給する協定を結ぶなど地域連携への取組みを図っている。また、学生による大学周辺や通学路の清掃活動を実施することで地域社会との関係を構築している。

社会的機関として必要な「個人情報保護規程」「セクシャルハラスメント防止規程」「危機管理規程」の関連諸規程が整備され、適切に運営がなされている。中でも「自衛消防隊」を組織し、防災訓練や避難訓練を行い組織的に対応している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神（「智性豊かな学風」のもとに、「恩愛禮義、清明和敬、重厚中正、祖風継承」）及び大学の基本理念は、大学のホームページや大学案内などを通じて学内外に示されている。また、開学以来、毎朝、教職員が正門付近の創学者銅像前に立ち、学生の登校を迎える「お迎え付け」は「恩愛禮義」の「礼」の実践として行われている。

大学の使命・目的は学則に明確に定められ、ホームページに掲載されるほか、オープンキャンパスや大学見学を開催する際に入学希望者や保護者に対して説明を行うなど学外に対して情報を発信している。また、入学式及びその他大学行事の際や 1 年次必修科目「日本文化史」における手作りのオリジナルノート（通称「清書ノート」）作成などを通し、学生自らが建学の精神と使命・目的について学ぶ機会を与えられている。一方、教職員に対しては、全教員（兼任教員含む）で構成される「教員会議」（春・秋の年 2 回開催）や教職員辞令交付時及び創学者の命日の折に説明の機会が設けられ学内での周知にも努めている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は建学の精神と使命・目的を達成するための適切な規模と構成の教育研究組織を有している。大学の最高の審議機関である「教育会議」（学校教育法第 93 条に定める教授会に当たる大学独自の組織）のもとに、各部、各委員会が組織されている。各組織間は連携・協力しており、適切な関連性が保たれている。

教養教育の計画立案・運営については、教養教育を専門的に検討する機関は有していないが、学務部長を責任者として、学務課長などが関係教員の協力を得ながら立案・設計に当たり、「教育会議」で審議している。

「教養深い教育と重厚誠実な学問」を教授すべく、学務部と 1・2 年次クラス担任が中心となって、教養教育のレビュー及び学生の到達度追跡を行っており、運営上の責任も担保されている。

教育方針などに関する意思決定は単科大学の特徴を生かしたシンプルな組織となっており、「教育会議」及び各委員会は十分に機能し、建学の精神と使命・目的の達成及び学生の期待に対応している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学は、日本の文化・伝統を重んじ、豊かな人間性を涵養し、真に豊かな社会の実現に貢献し得る人材を育成することを目的としている。建学の精神を柱に「次代を背負う指導的人材の育成」を目指し、将来の進路に応じたコース制と少人数制のゼミ教育を取入れている。

教育課程の編成は、体系的に構成されており、設置基準の要件を踏まえた上で、教育課程の編成方針とこれに対応した教育内容・方法との関連についても十分な内容を具備している。

教育目的の達成状況については、出欠状況や授業アンケート、資格試験実施や就職関係の各種調査により把握し、学生のニーズや学力の多様化について柔軟に対応する努力が行われている。

【改善を要する点】

- ・単科大学ではあるものの、大学の教育目的のほかに、学部の教育目的を学則に定めるよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・学則第 16 条で「優、良、可、不可」と定めた成績評価の評点が、学生便覧には示されているが、規程などによる定めがないので早急な対策が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学のアドミッションポリシーは明示され、その内容は大学案内、入学試験要項やホームページなどを通じて広く学外に発信されている。建学の精神と使命・目的に沿って多種多様な入学試験が実施されており、入学定員が確保されている。

学習支援体制は、「入学前教育」「初年度教育」「履修サポート、カリキュラム学習支援」「発展的学修の支援」「配慮を要する学生への支援」と多岐にわたり、大学の少人数制教育の特色を生かした体制が整備されており適切に運営されている。

学生サービスの体制は、「学生指導委員会」を中心に、教職員が連携した対応がなされ、学生の意見も適切にくみ上げられている。

就職・進学支援体制は、実学重視のカリキュラム編成と学務課、学生支援課などの組織が整備され、充実した支援活動がなされており、これが大学の就職率の高さにつながっている。

【参考意見】

- ・クラス担任や基礎ゼミでの指導体制は構築されているが、全学的な制度としてオフィスアワーを開設することが望まれる。
- ・学生の身体的・内面的なケアの一環として看護師や教育相談員を置くことが望まれる。
- ・インターンシップへの取組みについては更なる充実を図ることを期待したい。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

設置基準で定められている必要専任教員数を満たしている。教授の数も同基準に定める必要数以上を確保している。教育課程を適切に遂行するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されている。

教員の採用・昇任は「教員資格選考基準」にその基準が示され、手続きについては「教員資格審査委員会規程」に定められており、適切に運用されている。

授業時間は、週 1 回 90 分の講義を 1 コマとし、各教員の授業時間数は原則として 6 コマ前後としており、適切に配分されている。

教育研究活動の向上のため、平成 19(2007)年度に学長のもとに「FD 推進会議」を設置し全学的な取組みのための準備を推進してきた。平成 20(2008)年 4 月には「FD 推進会議」を「FD 委員会」に発展的に改組し、FD(Faculty Development)などに取組んできている。平成 21(2009)年秋には「学生による授業評価アンケート」を実施し、更に調査を補充する

必要から 1 年次生を中心に個別面談を行っている。FD などの取組みは春と秋の「教員会議」などを通じて報告され教育の活性化につながっている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員採用の基準は、建学の精神の理解と教育事業に係る大学職員としての資質、採用部署の専門性を選考の基準としており、適切に運営されている。昇任・昇格・異動に関しては、「事務職員人事規程」にその方針が定められ適切に運営されている。

職員の資質・能力向上は OJT が中心であるが、学外機関による研修も取り入れており、職員の資質・能力向上への取組みは行われている。なお、毎日、朝礼と終礼を実施し、教職員全員で大学内の問題点とその対応策の共有化が図られており、職員の能力向上の一助となっている。

教育研究支援のための事務組織には多数の部署が存在している。その組織を担う専任教員数は同規模大学と比較して極めて少人数であるが、専任教員が原則としていずれかの事務組織に所属することで、大学の教育活動に必要な事務処理を可能にしている。

教育研究支援に関しても教職員間で連携を図りながら、事務体制の整備に努めている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

設置者である学校法人については「学校法人柏樹式胤学園寄附行為」と関連諸規程、教学部門については「日本文化大學学則」と関連諸規程が整備され、それらに基づいて管理運営体制が構築されており、適切に機能している。

学校法人の役員は、寄附行為の定めるところにより、理事、監事、評議員で構成されている。また、法人の最高意思決定機関としての理事会は、寄附行為の定めるところにより組織され、監事は監査機関、評議員会は諮問機関として機能している。

教学に関する重要な事項を審議する機関として、「教育会議」が設けられており、教育課程に関する事項、学生教育に関する事項、学生の入学・卒業に関する事項などが審議されている。

教学部門の長である学長と学長補佐が理事であることから、管理部門と教学部門は適切に連携をとっている。

平成 12(2000)年に「自己点検・評価規程」が制定され、恒常的な実施体制が整えられた。平成 12(2000)年度と平成 20(2008)年度に自己点検・評価報告書を発行し、大学運営の向

上・改善に向けての取組みは概ね実行されている。また、平成 20(2008)年度の報告書は概要がホームページに掲載されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

過去 5 年間、学生数を安定的に確保している。また、消費収入は消費支出を大きく超過しており、消費収支関係比率は極めて健全である。借入金は無く、貸借対照表関係比率も極めて健全で、大学の教育研究目的を達成するための財政基盤は十分に確保されている。また、会計処理は、関係規程のもと、適切に処理されている。

財務情報の情報公開に関しては、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について：文科省私学部参事官通知」による財務諸表などのホームページでの公開は実施されておらず、積極的な公開が望まれるが、私立学校法第 47 条に則り、閲覧などの取組みはなされている。

自己資金で大学運営が可能であるとの理由から、私学助成金を含め、外部資金の獲得の取組みが全くなされていない。ただし、前述のとおり、ストック、フローとも極めて健全であり、教育研究活動充実のための資金は確保されている。

【参考意見】

- ・財務情報をホームページに掲載し、広く公開することが望まれる。
- ・私学助成に係る経常費補助金を含め、外部資金獲得の取組みが全くなされていない。教育研究活動の充実などのために外部資金導入などの努力が望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学周辺は住宅地であり、通過する車両も少なく閑静で自然に恵まれ緑豊かな教育環境にある。キャンパスは、大学が所在する八王子キャンパスと少し離れている総合グラウンド及び都内に学習センターがある。大学は、設置基準を上回る校地・校舎を有し、教育研究目的を達成するために必要な施設・設備は、質・量ともに整備され適切に維持運営がなされている。

施設・設備の安全性については、建物の耐震化、バリアフリー化も逐次整備・改修が施され、大学創設時に竣工した建物についても逐次改修及び建築設備の定期検査が行われており、安全性を確保するための努力が払われている。

キャンパス内はきれいに整備されており、学生ラウンジ、ティーラウンジ、パウダールーム、コミュニティールームなどアメニティの向上に配慮がなされた教育環境が整備され維持されている。また、新図書館と新コンピュータールームなどを備えた「メディアセンター」が、平成23(2011)年5月竣工を目指して建設中であり、学生に多くの資料を提供する環境の整備に取り組んでいる。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

八王子市の「大学コンソーシアム八王子」に加盟し、実践的な講座を提供している。これまで、「宅地建物取引主任者（宅建）講座」「公開講座 裁判員制度による模擬裁判」を提供しており、八王子市民及び「大学コンソーシアム八王子」から高い評価を得ている。大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。

また、「大学コンソーシアム八王子」の「産学公連携部会」に参加し、教育研究上において、企業や他大学との適切な関係を模索している。

更に、八王子市役所、「大学コンソーシアム八王子」、八王子商工会議所などが行う行事への協力及び学生による大学周辺・通学路の清掃活動、総合グラウンドの近隣住民への開放を通して大学近隣住民との自治会レベルの協力を行っており、地域社会との協力関係を構築しようと努力している。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な「個人情報保護規程」「セクシャルハラスメント防止規程」などの組織倫理に関する諸規程が整備され適切に運営されている。

「危機管理規程」を設け、突発的・緊急事態の初期対応及び迅速かつ的確な対応を要す事態に適切に対応している。中でも「自衛消防隊」を組織し、防災訓練や避難訓練を行い、災害予防と災害発生時の組織的対応にも努めている。また、学内には、AED（自動体外式除細動器）を設置し、非常時に備え教職員向けに講習会を実施している。更に、「大学コンソーシアム八王子」において、災害時備蓄物資の供給に関する協定を締結するなど危機管理に対する体制を整備している。

不定期ではあるが、研究紀要「柏樹論叢」を発刊し、大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されている。

【参考意見】

- ・「柏樹論叢」の発刊頻度が弱体であるため、活性化に向けた更なる取組みが期待される。

